

貸付 生活福祉資金の特例貸付

- 【緊急小口資金】 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用をお貸しします。
 ■対象／休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
 ■貸付上限額／20万円
 【総合支援資金】 生活再建までの間に必要な生活費用をお貸しします。
 ■対象／収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯
 ■貸付上限額／（2人以上世帯）月20万円以内 （単身世帯）月15万円以内
 ■貸付期間／原則3か月以内
 ■問い合わせ／南国市社会福祉協議会 ☎863-4444

扶助 生活保護

- 健康で文化的な最低限度の生活を国が保障する制度です。法で定める基準生活費に収入が満たない場合に、差額の生活費を支給します。
 ■問い合わせ／福祉事務所 ☎880-6566

事業者向け

給付 南国市事業者緊急支援金（新規支援制度）

- 南国市に事業所等を置く中小法人および個人事業者、または事業所を置かない個人事業者で市内に住所を有し現に居住する方であって、新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和2年12月か令和3年1月のいずれかの月の事業収入が下記の比較元から50%以上減少し、今後も事業を継続する方に支援金を支給します。
 ■期間／令和3年2月1日（予定）～3月31日
 ■給付額／規定の算出方法により給付します。（上限30万円予定）
 ■商工事業者 ・比較元／原則、令和元（平成31）年比（条件により比較方法が異なります）
 ・問い合わせ／商工観光課 ☎880-6560
 ■農林水産事業者 ・比較元／前年同月比
 ・問い合わせ／農林水産課 ☎880-6559
 ※詳細、日程等は決まり次第、南国市HP等でお知らせします。

各給付金等の詳細については、問い合わせいただくか下記URLより南国市のホームページをご覧ください。

南国市ホームページ（新型コロナウイルス感染症支援のページ）
https://www.city.nankoku.lg.jp/life/life_dtl.php?hdnKey=6153



農家レストランまほろば畑 営業日のお知らせ（2月分）

新型コロナウイルス感染症対策のため営業方法を変更しております。ご来店いただく際はご協力をお願いいたします。

今後の状況によっては営業を見合わせる可能性もありますのでご了承ください。
 直近の営業状況については南国市HPで告知いたします。※ご予約いただいているお客様にはご連絡いたします。

営業時間 10：30～14：00 ※時間を区切ったの入れ替えはありませんが1時間を目安に退店のご協力をお願いします。

入店時の注意事項

- ・ご予約は10：30に入店される場合のみお受付できます。
- ・飲食時以外はマスクの着用をお願いします。
- ・入店時に手指の消毒、非接触での検温を行います。
- ・体調不良の場合は入店をご遠慮ください。
- ・トンゴご使用の際は備え付けの手袋をご着用ください。
- ・混雑状況により入店制限を設けますのでお待ちいただく場合があります。

ご予約は各営業日の前日までにご連絡ください。（※受付は平日のみ）

■予約・問い合わせ／農林水産課 ☎880-6559

料金	大人（中学生以上）	1,200 円
	小学生	800 円
	3歳以上小学生未満	500 円
	幼児	無料

2月	2日	すずらんグループ
	9日	たちばなグループ
	16日	味彩グループ
	23日	休み（風良里営業日）

令和3年4月から
まほろば畑運営形態が
変わります。

農家レストランまほろば畑は、これまで「すずらん」・「味彩」・「たちばな」の3グループ交代制で運営していましたが、「味彩」・「たちばな」グループがこの3月をもって卒業することとなりました。
 4月からは1グループでの運営となるため営業日数が

減少いたします。ご来店の際はお手数ですが営業日の確認をお願いいたします。
 なお、4月以降の営業日や営業時間などは決まり次第、広報・南国市ホームページでお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する 支援のお知らせ

個人向け

減免 国保税の減免

- 収入が減った場合など一定の要件を満たした方は、国保税が減免される場合があります。対象の方は令和3年3月31日までに、減免申請をお願いします。
 ■問い合わせ／税務課 ☎880-6554

減免 介護保険料の減免

- 要件を満たす方（世帯の主たる生計維持者の死亡、重篤な疾病、令和2年中の事業収入・給与収入等が前年より3割以上の減少等）は、申請により減免される場合があります。【申請期限は令和3年3月末必着】
 ■問い合わせ／長寿支援課 ☎880-6556

減免 後期高齢者医療保険料の減免

- 要件を満たす方は、申請により保険料が減免となります。詳しくは7月に送付している「後期高齢者医療保険料額決定通知書」に同封のチラシでご確認ください。【申請期限は令和3年3月31日】
 ■問い合わせ／長寿支援課 ☎880-6556

減免 国民年金保険料の免除申請

- 対象／収入源となる業務の喪失や売上げの減少により所得が相当程度まで下がった方
 ■問い合わせ／南国年金事務所 ☎864-1111 市民課年金係 ☎880-6555

給付 傷病手当金の支給

- 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入しており、感染または感染が疑われて働くことができず、勤務先から給与の支払いを受けられなかった方で要件を満たす方に、申請により傷病手当金を支給します。
 ■問い合わせ／市民課 ☎880-6555 長寿支援課 ☎880-6556

給付 住居確保給付金

- 収入・資産が一定水準以下の生活に困窮した方に、家賃相当額を支給（原則3か月）します。支給要件が緩和され、休業等に伴う収入減少により離職や廃業と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方も対象となっています。支給額は世帯の人数によって変わります。
 ■問い合わせ／南国市社会福祉協議会 ☎863-4444